

◎新潟県告示第89号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定（昭和45年3月13日新潟県告示第265号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

令和2年1月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 海岸名

新潟県佐渡沿岸北狄漁港海岸（戸中地区）

2 指定区域

基点1から基点5までを順次結んだ線及び基点1と基点5とを結んだ線により囲まれた区域。

基点1 佐渡市戸中1471番1に設置された標柱

基点2 基点1の地点から358度14分42秒14.008メートルの地点

基点3 基点2の地点から347度17分08秒70.766メートルの地点

基点4 基点3の地点から260度29分28秒52.505メートルの地点

基点5 基点1の地点から260度10分30秒51.798メートルの地点

3 変更年月日

令和2年1月24日